

第 1 1 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 9月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、児童相談所における次に掲げる文書（平成18年度及び平成19年度分）の公開請求を行った。

- (1) 児童相談所における最重度の判定をもらっている人のうち、身体障害の程度が 1種 1級の人数が記載されている文書
- (2) 行動障害を有する人の措置状況が記載されている文書（施設名を含む。）
- (3) 行動障害を有する人に対する支援の内容がわかる文書
- (4) 学校現場で行動障害になっている児童・生徒に対する支援の内容が記載されている文書
- (5) 行動障害を有する人の行動評価文書及びその評価に基づく他機関との協働支援の内容が記載されている文書

2 同年10月12日、実施機関は、上記 1 (1)の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同日、実施機関は、上記 1 (2)から (5)までの公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、請求に係る児童記録を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

児童記録に記載されている行動障害を有する人の措置状況、行動評価及び支援の内容については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。

- (2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

児童記録に記載されている行動障害を有する人の措置状況、行動評価及

び支援の内容を公にすることにより、児童相談所における事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- 4 同月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

児童記録の公開請求はしていない。請求文書に対して処分すべきである。

条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当しない。児童記録を資料として論文を公表している医師がいるので、公表できる文書は存在すると考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開請求文書の内容は、いずれも個々の該当する児童の児童記録において保有する情報である。

- 2 児童記録には、相談受付票、受理会議資料、処遇会議資料を始め、保護者との面接記録、施設措置及び施設との連絡事項等が記録されている。また、発達障害あるいはその疑いのある児童に関しては、発達障害に関する検査、診察、処遇に関する事項、知的障害児通園施設等での通園記録等が記録されている。これらはすべて個々の児童の個人情報であり、通常他人に知られたくないものである。

- 3 児童記録に記載されている個人情報を塗抹することにより、一部公開が可能とした場合、非公開を前提に相談を寄せる保護者を始め関係者の信頼は得られないものとなり、事務の適正な遂行に支障が生じることになる。

- 4 異議申立人の主張する公表している論文が特定できない。仮に小児精神神経学会の機関誌「小児の精神と神経」とすると、当該論文は医師が自己の診断結果の統計数値に基づき、医師の研究行為として学会の機関誌に発表した

ものであり、児童記録を資料としているものではない。また、学会の機関誌は条例第 2 条第 2 号に定める行政文書ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

- (1) 本件公開請求の対象となる行政文書として、児童記録を特定したことが妥当か否か。
- (2) 上記 (1) が妥当である場合、児童記録が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 文書特定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、児童記録の請求はしていないと主張していることから、実施機関が、児童記録を特定したことの妥当性について検討する。

- (2) 実施機関が特定した児童記録には、経過一覧の記事欄に、問題行動に関する記述、問題行動を有する児童の措置状況、児童相談所や学校等の他機関での当該児童に対する支援の内容に関する記述、当該児童の行動に対する考察、評価等及び他機関との協働支援の内容に関する記述が記載されており、このほか、相談支援の経過、今後の対応等が含まれている。

したがって、児童記録は、本件公開請求の対象となる行政文書に該当する。

- (3) また、児童記録以外に、本件公開請求に係る内容が記載されている文書として研修資料等が想定されるので、実施機関に再度確認するよう求めたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

したがって、児童記録のみを特定したことに誤りはないと言える。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 児童記録は、児童ごとに作成されるケース記録であり、児童の氏名、生年月日等のほか、相談内容等の記録を一元的に集約、管理するために調製されるものである。児童記録における児童の氏名、生年月日等は、個人に関する情報であり、特定個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) また、児童記録には、相談内容、相談支援の経過等に関する記述が経時的、具体的に記載されている。これらの情報は、当該児童の生育歴等の機微にわたる私的な情報であり、特定個人を識別することができないとしても、児童記録を公開することにより、当該児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、児童記録は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

実施機関は、児童記録が条例第 7 条第 1 項第 5 号にも該当すると主張しているが、上記 4 で判断したように、児童記録は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理

平成20年 1月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成22年10月12日 (第118回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
平成23年 3月 1日 (第123回審査会)	調査審議
3月24日	答申